

## 「仲田明育英資金交付基金」について

南山城村では、農林業の後継者（担い手）として、農業高校等へ進学された方や、南山城村の農林業に新規就労を計画されている方に育英資金を交付する制度があります。

### ■対象者は？

南山城村に住所がある方で、次の①又は②に該当される方です。

①	農林業の後継者として、農林業に関連する分野の高等学校、専門学校又は大学に就学した者。
②	村内において、農林業の新規就労を計画している者。

### ■交付金額は？

1人につき年額100,000円（定額）

※ただし、申請者1人につき2年間を限度とする。

（注）育英資金の交付決定は、選考委員会の選考により決定するものである。

### ■申請方法は？

申請書時に次の書類を提出して下さい。

- ① 育英資金交付申請書（様式第1号）
- ② 農林業後継者承諾書（様式第2号）
- ③ 保護者誓約書（様式第3号）
- ④ 就農林業誓約書（様式第4号）
- ⑤ 在学証明書
- ⑥ 就農林業計画書（別添様式第1号）

※③の提出については、申請者が未成年の場合に限る。

※⑥の提出については、農林業関連学校に就学した場合を除く。

### ■就農林業状況の確認方法は？

農林業に就労後2年間、次の書類を提出していただきます。

- ① 就農林業（親元就労）状況報告書（別添様式第2号）

### ■交付金の返還

次のいずれかに該当する場合は、交付金を返還していただきます。

- ① 在学中、育英資金を受けていた者が、学校を退学した時、又は卒業後農林業に従事しない場合。
- ② 新規就労計画中に育英資金を受けていた者が、農林業に就労しなかった場合。
- ③ 新規就労日から起算して2年を経過する前に転出又は、農林業に従事しなくなった場合。

### ■お問い合わせ・申込先

南山城村役場 産業生活課（電話:0743-93-0105 F A X:0743-93-0444）